

流山市農業委員会
令和2年第2回
総会議事録

令和2年2月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和2年第2回総会議事録

- 1 期 日 令和2年2月10日(月)
2 場 所 流山市役所306会議室
3 議長名 水代 啓司
4 署名委員 9番 山崎 日出男
10番 小倉 節子

5 出席委員・推進委員(委員11名/推進委員3名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 鈴木 亨 | 2番 金子 孝博 |
| 3番 中嶋 清 | 4番 小菅 康男 |
| 5番 染谷 一嘉 | 6番 石井 保 |
| 7番 吉田 達弘 | 8番 岡田 長政 |
| 9番 山崎 日出男 | 10番 小倉 節子 |
| 11番 水代 啓司 | |
| 推進委員 秋元 正 | 推進委員 小林 常男 |
| 推進委員 増田 正美 | |

6 欠席委員・推進委員(委員0名/推進委員0名)

- | | | |
|-------|---------|-------|
| 7 書記名 | 副主査 | 齊藤 恒夫 |
| 8 事務局 | 事務局長 | 恩田 一成 |
| | 事務局次長 | 秋元 学 |
| | 事務局次長補佐 | 真通 俊人 |
| | 事務局係長 | 鈴木 正寿 |
| | 事務局臨時職員 | 藤本 栄子 |

9 会議目次

- | | | |
|------------|--|----|
| (1) 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)
(継続審査) | 1 |
| (2) 議案第9号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 4 |
| (3) 議案第10号 | 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) | 6 |
| (4) 議案第11号 | 農用地利用集積計画の決定について | 10 |
| (5) 議案第12号 | 農地法第3条の規定に係る買受適格証明願(公売)について | 12 |
| (6) 報告第6号 | 合意解約の通知について | 14 |
| (7) 報告第7号 | 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について | 14 |
| (8) 報告第8号 | 転用許可に伴う工事完了の報告について | 16 |
| (9) 報告第9号 | 専決処理の報告について | 16 |

▲開会 午後3時02分

○水代議長 それでは、ただ今から令和2年第2回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ、出席委員は11名中11名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることをご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代議長 異議なしと認めます。

9番 山崎委員、10番 小倉委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

秋元次長。

◎秋元次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧いただきたいと思います。

本日、ご審議いただく案件につきましては、前回継続審査となりました議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」及び議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第12号「農地法第3条の規定に係る買受適格証明願(公売)について」までの5議案についてご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第6号「合意解約の通知について」から報告第9号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

説明は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代議長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代議長 なしと認めます。

○水代議長 これより議事に入ります。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)継続審査」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用) 継続審査
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和2年2月10日提出

本案については、先月の総会にて継続審査となりました案件です。いずれも農地
造成に伴う一時転用です

1番と2番については、隣接地で関連があるため一括してご説明いたします。

権利者につきましては、野田市鶴奉に事務所を置く土木建築業を行っている法人
です。

農地転用の申請がありました土地は、流山市西深井にあります田3筆 合計面積
2,955平方メートルです。

転用目的につきましては、農地造成をするもので、この申請地の案内図と計画図
につきましては、議案案内図の1ページから3ページでございます。

説明は、以上です。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」
についてご報告いたします。

今月の案件は、一時転用によるものが2件です。

1番と2番については、隣接地で関連があるため一括してご報告いたします。

本案につきましては、令和2年第1回総会の議案となったもので、農地造成後の作
付け見込みが確認できず、再度作付け計画等を検討する必要があると認められ継続
審査となったものです。

本案については、現地調査と権利者及び義務者双方からヒアリングを行っており
ます。

申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の北西約1.2キロメートルに位置し、周囲は野田市の住
宅地に近接し、小規模な農地と住宅が混在している地域です。そのため、市街地に
近接した区域にある規模が10ヘクタール未満の農地として第2種農地と判断いたし
ました。

移転の原因は使用貸借で、転用目的は、残土を利用した農地造成を行うものです。

権利者は、野田市鶴奉に本店を置く株式会社で昭和40年に設立されております。
事業内容は、主に土木建設業を行っているということです。

また、農地造成の実績はありませんが、千葉県や野田市発注の公共工事等で実
績があるとのことでした。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。埋
立て面積は合計2,955平方メートルで、土量につきましては約3,400立方メートル
を搬入するとのことでございます。

次に、申請地の現況につきましては写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側は住宅地、東側は農地、南側は水路用地、西側は畑と宅地となっております。

次に、土砂の搬出元は、野田市内の道路築造工事及び管工事の現場で発生した土で、大部分はすでに野田市にある権利者のストックヤードに保管されているものです。

なお、造成については、天地返し方式で、表土50センチメートルをすきとり場内に仮置きし、搬入した土砂を埋め立てた上にもとの表土を敷きならす計画です。

また、造成高は平均1.15メートル、道路からは約50センチメートル高くなる計画です。

また、土砂の安全性については、地質分析結果証明書及び土砂発生元証明書が添付されております。

次に、搬入ルートとしては、野田市みずきの住宅街の道路を経由し、住宅地西側の野田南部土地改良区の道路を経由し、西側から搬入する計画です。

埋立て期間につきましては、令和2年6月30日までを予定しております。

次に、義務者でございますが、1番の方の耕作面積は約0.3ヘクタールで農業従事者は3名です。

2番の方の耕作面積は約0.4ヘクタールで、農業従事者は2名です。

申請理由については、当該地は野田南部土地改良区の区域内ではありますが、近接の水路が田より3メートルほど低く、ポンプアップしている状況であり、かつ、水路は野田市の住宅地の水や路面排水がほとんどであり、水質の面からも水稻の継続が困難となってきていることから畑作に転向したいとのことでした。

次に、周辺農地所有者への説明状況についてですが、隣接農地の所有者に農地造成を行い畑として効率的な耕作をする旨を説明したところ、特に意見はなかったということでした。

次に、資金計画につきましては、造成費が約750万円でございますが、全額自己資金で賄う計画であり金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令につきましては、流山市土砂等の埋立て条例に該当し現在申請中です。

次に、関係課との協議関係ですが、埋立て条例の事前協議の中で道路や学校関係者との協議、周辺住民への周知等、計9項目の協議があり、全て協議が整っているとのことで協議結果報告書等の写しが添付されております。

また、野田南部土地改良区からの意見書、野田市土木部管理課との道路関係の協議結果についても添付されておりました。

次に、先月に継続審査の要因となった農地造成後の作付け計画についてです。

前回のヒアリングにおいて、2番の方から、体調が思わしくなく自分も妻も耕作できないとの回答がありました。そこで、1番の方が、農地造成後は自分が借り受けるとの申し出がありましたが、その時点では、将来的に農地法第3条や農用地利用集積での貸借の可能性を判断する書面が不足しており、作付けされる見込みが判断できな

い状況でした。

今回、1番の方から野田市農業委員会発行の「農業経営の実態証明」が提出され、農業従事者は3名、従事日数150日であることが確認できました。また、この方が、2番の方の土地を農地造成後に借り受け、麦を作付けするとのことで、作付け計画書と作付け誓約書が提出されました。

なお、ヒアリングにおいて、土砂運搬時の安全確保、北側住宅地への説明及び対応を行うことをお願いし、約束する旨の回答がありました。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査をもとに、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、一時転用の妥当性、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもってそれぞれ許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第3号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の2ページをご覧ください。

議案第9号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

令和2年2月10日提出

今月の申請は4件です。

議案の1番の権利者は、流山市西深井の方で職業は兼業農家です。

申請がありました土地は、流山市西深井の田3筆 合計面積293平方メートルです。

申請事由ですが、農業経営規模の拡大のため売買で取得するものです。議案案内図については、4ページにございますので併せてご参照ください。

議案の2番の権利者は、流山市下花輪の方で職業は兼業農家です。

申請がありました土地は、流山市下花輪の田4筆 計4,044平方メートル、畑4筆 計6,566平方メートル、合計面積10,610平方メートルです。

申請事由ですが、耕作意欲を高めるため家族内で贈与するものです。議案案内図については、5ページと6ページにございますので、併せてご参照ください。

議案の3番と4番は同一世帯で関連があるため、一括して説明いたします。3番と4番の権利者は、流山市下花輪の方で職業は共に農業です。

申請がありました土地は、それぞれ流山市下花輪の田1筆 面積1,031平方メートルです。

申請事由ですが、耕作意欲を高めるため家族内で贈与するものです。議案案内図については、7ページにございますので併せてご参照ください。

今月の農地法第3条許可申請は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は4件であります。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

はじめに、1番についてご報告いたします。

申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の西約2.3キロメートルに位置している田3筆 合計面積293平方メートルであります。また、申請理由につきましては、経営規模拡大と耕作地への進入路確保のため、売買により所有権を取得するものです。

売買価格については、全体で44万3千円とのことでした。

申請地の田は、投影している写真のとおり草刈済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は1.2ヘクタールで、農業従事者は2名です。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

次に2番についてご報告いたします。

申請地につきましては前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線初石駅の南西約2キロメートルに位置している田4筆 合計面積 4,044平方メートルと畑4筆 合計面積6,566平方メートルであります。

また、申請理由につきましては、土地所有者の高齢化と後継者の経営意欲向上のため、贈与により所有権を取得するものです。

申請地の田と畑は、投影している写真のとおり田は刈取済み、畑は耕起・作付け、草刈済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約1.6ヘクタール

で、農業従事者は4名です。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

次に3番と4番については同一世帯で関連があるため、一括してご報告いたします。申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線初石駅の南西約2キロメートルに位置している田1筆ずつ、面積はそれぞれ1,031平方メートルであります。

また、申請理由につきましては、土地所有者の高齢化と家族の経営意欲向上のため、贈与により所有権を取得するものです。

申請地の田は、投影している写真のとおり田は刈取済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約0.7ヘクタールで農業従事者は4名です。今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第9号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 続いて議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の4ページをご覧ください。

議案第10号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和2年2月10日提出

今月の申請は1件です

権利者は、柏市西原に本店を置き、流山市駒木台で建設機械の修理、販売、油圧配管を行う法人です。

申請がありました土地は、流山市駒木台の畑2筆 転用面積676平方メートルです。転用目的につきましては、駐車場整備のため今回申請がなされたものです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の8ページと9ページにございますのでご参照ください。

説明は、以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線初石駅の北東約1.5キロメートルに位置し、周囲は駒木台の住宅地に近接し、小規模な畑と住宅が混在している地域です。そのため、市街地に近接した区域にある規模が10ヘクタール未満の農地として第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は賃貸借でございまして、転用目的は駐車場を整備しようとするものでございます。

権利者は、柏市西原に本店を置き、流山市駒木台で事業を行っている株式会社で平成7年に設立されています。事業内容は、建設機械のレンタルや修理等を経営しています。

申請理由については、これまで、同じ敷地内に事業用の機材と従業員用の駐車場を確保してきましたが、事業当初に比べ機材である解体アタッチメントの量も増え、また従業員がパート・アルバイトを含め15名と増加し手狭になってきたとのことです。

そこで、車両を置く駐車場と機材を置くスペースを分離し、道路対向にある農地を借り受け、駐車場に整備する計画の申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。

場内は砕石敷きとし、駐車場22台分とする計画です。土砂等の流出対策については、周囲をコンクリートの柵板土留めで囲うとともに、出入り口部分はアスファルトで舗装し、流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は自然浸透とし、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側と南側は宅地、東側は道路、西側は畑となっています。

次に、資金計画ですが、土地の賃料は年間300万円、整備費が550万円、全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

他法令につきましては、該当ありません

なお、申請者へのヒアリングの際に、前面道路が通学路であり、駐車場完成後の安全対策の徹底を求めたところ、原則左折進入とする事と従業員への安全確認を徹底する旨、回答がありました。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆(小林推進委員) ちょっとお聞きします。対象地は地番が二つに分かれています、そのうち172番2は、公簿上では322平方メートル、括弧書きで実測617平方メートルと記載があります。

公簿上の面積と実測の面積に差異についてご説明をお願いいたします。

◎事務局(秋元次長) お調べ致しますので、少々お時間をいただけますか。

○水代議長 暫時休憩といたします

(休憩)

○水代議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎事務局(鈴木係長) 172番2は、公簿上の面積322平方メートルなのですが、議案案内図ではこのような形で表記させていただきましたが、実際公図を見るともっと大きな形となります。

公簿上の面積は322平方メートルで、南側の176番30と両方合わせて駐車場を造成するにあたって実測したところ、こちら(172番2)の筆は、資料に括弧書きで書かせていただきました617平方メートルでした。

南側の176番30は、もともと他の土地(176番2)から、今回必要な部分だけを分筆しています。

○水代議長 はい、小林推進委員。

◆(小林推進委員) 617平方メートルと354平方メートルを合算して、畑2つで676平方メートルというのは、数値的におかしいのではないですか。

◎事務局(鈴木係長) はい、合計面積は972平方メートルというのが実際の測量面積です。記載もれがありました。すみません訂正させていただきます。

◆(小林推進委員) 資料には、記載されていないようですが…

◎事務局(鈴木係長) 実測で972平方メートルなのですが、議案資料の記載が漏れておりました。訂正させていただきます。

◆(小林推進委員) 判りました。

◆(秋元推進委員) ということは、972平方メートル全てを貸すということですね。

◎事務局(鈴木係長) そうです。

◆(小林推進委員) はい、判りました。

○水代議長 一つ質問します。

現状写真を見ると、近隣と高低差があるように見えます。

現状は、道路面からかなり高いようですが、駐車場の出来上がり時の隣地との高低差は、大体どのくらいになるのですか。

◎10番(小倉委員長) 隣地との高低差はありませんが、道路との高低差があります。

○水代議長 隣地もみな高いのですか。

◎10番(小倉委員長) 畑は同じ高さであると思います。

○水代議長 車両の出入り口は、既存歩道の切り下げ工事をして斜路で入っていくのですか。

◎事務局(鈴木係長) 出入り口部分はそうです。

特段残土を出すのではなく、中は多少高低差があるので転圧後に敷き均し、土砂等の排出はないという計画です。

(スクリーンを指しながら)隣地との高低差については、少し見にくいのですが、(レベル)18.6とか19くらいで、この辺が18.1くらいで、少し出入口に向かって擦り付けていき、周りとの高低差はあまり生じない計画です。

◎事務局(恩田局長) スクリーンの図面で説明してもらえますか。

◎事務局(鈴木係長) (スクリーンを指しながら)小さくて見えないかもしれませんが、ここが大体(レベル)18.8~18.3、この周りなども、18.いくつとかです。

ここ(計画地外周)の周りは全部ブロックで囲いますので、隣地に水が行ったりとか土が出たりすることはない構造になっています。

○水代議長 あと道路には、碎石を転圧するので、土砂は流れ出ないですね。

傾斜の所ですが、アスファルト舗装して土砂は流れ出ない構造ですね。

◎10番(小倉委員長) 出入口はアスファルト舗装し、周りはコンクリートで土留めをする計画です。

◎事務局(鈴木係長) ここの出入口の所だけに絞って、極力土砂が出ないような計画となっています。

○水代議長 はい判りました。

○水代議長 他にご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第10号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の5ページをご覧ください。

議案第11号

農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。

令和2年2月10日提出

議案の1番の権利者は、流山市中野久木にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、西深井の田4筆 合計面積4,084平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、10ページにございますので、併せてご参照ください。

議案の2番の権利者は、流山市西深井にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、流山市平方にあります田1筆 面積1,031平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、11ページにございますので併せてご参照ください。

議案の3番の権利者は、流山市中にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、流山市古間木にあります畑1筆 面積1,998平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間、権利の種類は、賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、12ページにございますので併せてご参照ください。

議案の4番の権利者は、野田市今上にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、流山市深井新田にあります田4筆 計3,181平方メートルと、西深井にあります田1筆 1,114平方メートルの合計面積4,295平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により10年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、13ページにございますので併せてご参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。

今月の案件は、更新が4件であります。

1番ですが本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は73歳でございます。農業従事者は2名で、

農業従事日数は300日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおり稲刈済みの状態でした。

つづいて、2番ですが本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は64歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は180日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおり稲刈済みの状態でした。

つづいて、3番ですが本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は65歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は250日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおり作付け済みの状態でした。

つづいて、4番ですが本件については、引き続き10年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は52歳でございます。農業従事者は2名で農業従事日数は250日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおり稲刈済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

なお、本案の1番については、石井委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

石井委員の退席を求めます。

(午後3時44分 石井委員退席)

○水代議長 これより、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号の1番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。挙手、全員であります。

よって議案第11号の1番については、承認することに決定いたしました。

石井委員の除斥を解きます。

(午後3時45分 石井委員入室)

○水代議長 次に、本案の2番については、金子委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

金子委員の退席を求めます。

(午後3時45分 金子委員退席)

○水代議長 これより、本案の2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号の2番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第11号の2番については、承認することに決定いたしました。

金子委員の除斥を解きます。

(午後3時46分 金子委員入室)

○水代議長 次に、本案の3番と4番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号の3番と4番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第11号の3番と4番については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 議案第12号「農地法第3条の規定に係る買受適格証明願(公売)について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第12号

農地法第3条の規定に係る買受適格証明願(公売)について

農地法第3条の規定に係る買受適格証明願(公売)を次のとおりとする。

令和2年2月10日提出

本案につきましては、東京国税局において公売の入札の公告に付されており、入札期間は本年2月26日から3月4日、開札日時は3月9日、売却決定時期は本年3月16日です。

土地の現況地目が農地となっている場合、対象となっている土地が公売物件であったとしても、落札された方は農地法の規定による許可を得ることが必要となります。

このため、本案につきましては、農地法第3条の許可基準に照らし合わせ、適格証明の願出人が許可条件を満たしているかどうかをここでご審議いただくものです。

また、買受適格証明を受けた方が最高価格で買受申出人となり、同じ内容で農地法第3条許可申請書が提出された場合には、再度、総会で審議を行わず許可書を交付することとなります。

申請者につきましては、流山市名都借の方で職業は農業です。

次に、今回の公売の対象地は、流山市名都借の田1筆 面積1,822平方メートルです。

本件の議案案内図につきましては、14ページにございますので併せてご参照ください。

説明は、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第12号「農地法第3条の規定に係る買受適格証明願(公売)について」ご報告いたします。

今月の案件は1件であります。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。はじめに、本件については先ほど事務局より説明のあった公売物件に入札するため、入札資格となる証明を求めるため申請があったものです。

申請地につきましては、JR常磐線北小金駅の北約1.6キロメートルに位置している現況畑1筆 面積1,822平方メートルであります。

また、申請理由につきましては、申請人が現在耕作している土地の隣地であり、経営規模拡大のため公売により所有権を取得するものです。購入できたら、埋め立てて、みかんを作付けする計画とのことでした。

申請地は、雑草が繁茂している状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約1.3ヘクタールで、農業従事者は3名です。今後、申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○水代議長 ありがとうございます。

なお、本案については、増田委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する

法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。
増田委員の退席を求めます。

(午後3時51分 増田委員退席)

○水代議長 これより、本案に対する質疑に入ります。
質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。
(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり証明し、申請者が最高価申込者等と決定し、同一内容の許可申請書が提出された場合は、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第12号については、原案のとおり証明し、同一内容の許可申請書が提出された場合は、許可することに決定いたしました。

増田委員の除斥を解きます。

(午後3時52分 増田委員入室)

○水代議長 ありがとうございます。

○水代議長 次に、報告第6号「合意解約の通知について」報告を求めます。
秋元次長。

◎秋元次長 議案書の9ページをご覧ください。

報告第6号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

令和2年2月10日報告

合意解約が行われました農地は、流山市野々下にあります現況畑2筆 1, 191平方メートルと2, 022平方メートルで、合意解約通知書の受付日は、共に令和2年1月7日であります。

議案案内図につきましては、15ページにありますので、ご参照ください。

今月の合意解約の報告は以上です。よろしく願いいたします。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第7号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の10ページをご覧ください。

報告第7号

地目変更登記申請に係る登記官からの照会について

地目変更登記申請に係る登記官からの照会が次のとおりあったので、報告する。

令和2年2月10日報告

登記簿上の地目が農地である土地を、農地以外の地目へ変更する登記申請の際に、農地転用許可、または農地に該当しない旨の証明が添付されていない場合には、登記官から農業委員会に照会されることとなっております。

農業委員会は照会を受けた際には、3名以上の農業委員、推進委員及び事務局職員で現地調査を実施し、照会から2週間以内に現地の状況等について回答するものとされております。

登記申請者につきましては、野田市山崎の方で、照会がありました土地は、流山市こうのす台の畑1筆 面積140平方メートルです。

議案案内図につきましては、16ページにありますのでご参照ください。

本件につきましては、令和2年1月23日付けで、千葉地方法務局松戸支局の登記官から、農地転用の許可済証明が添付されているが転用目的が不明なため照会がありました。

これにつきましては、当該地は、昭和44年10月17日付で農地法第5条の許可がされていましたが、農業委員会に備え付けの台帳に転用目的の記載がありませんでした。

そこで、1月27日に農業委員から吉田委員、小菅委員、推進委員から小林委員に出席いただき、現地調査と法務局への回答内容について協議いたしました。

その結果、現地はアスファルト舗装されており、過去に転用目的は不明であるが許可されていることを踏まえ、本件の回答につきましては「非農地」であり、「原状回復命令を行わない」として法務局に回答させていただきました。

ご報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。

これは、記載ミスですか。

◎事務局(秋元次長) 記載ミスではないのですが、昭和44年の台帳には転用の目的がどういふわけか記載されていなかったようです。それで登記官から農業委員会事務局に照会があったものです。

○水代議長 地目は雑種地になっていますが、その間農地でずっと課税されていたわけですか。

◎事務局(秋元次長) 登記簿上では農地です。アスファルトを敷いてからは、地目は雑種地です。課税については、不明です。

◎事務局(真通次長補佐) 課税については、現況課税です。

○水代議長 はい、判りました。

他にご質問はございませんか。はい、吉田委員。

◆7番(吉田委員) ちょっと参考のためにお聞きします。昭和44年頃は転用目的がなくともよかったですか。

◎事務局(秋元次長) 詳細は不明ですが、記載がなかったということです。

○水代議長 他にご質問はございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第8号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の11ページをお開きください。

報告第8号 転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和2年2月10日 報告

本件は、平成30年9月の総会で審議がなされ、平成31年2月25日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の17ページと18ページにございます。

本件につきましては、1月9日に岡田委員と石井委員にご確認をいただきました。

また、現地確認した際の写真につきましてスライドにしておりますので、併せてご参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第9号「専決処理の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の12ページをお開きください。

報告第9号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月10日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、8件 10筆 面積3,038平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしま

した。

次に、2の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、20件 27筆 面積12,674.68平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地4件、その他の建物施設用地4件の計8件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地14件、鉱工業用地3件、その他の建物施設用地3件 計20件の届出がありました。

今月の専決処理の報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和2年第2回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時2分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和2年2月10日

流山市農業委員会 会長	水代啓司
流山市農業委員会 委員	山崎日出男
流山市農業委員会 委員	小倉節子